

# 下北地域半島振興計画

平成28年2月  
青森県

# 目 次

序 章	頁
1 計画作成の背景及び目的 .....	1
2 計画作成の方針等	
(1) 計画の性格と役割 .....	1
(2) 計画作成の視点 .....	1
(3) 計画期間 .....	2
(4) 他計画との連携と調和 .....	2
(5) 計画の体系 .....	3
第1 基本の方針	
1 概 況	
(1) 下北半島地域の概況 .....	5
(2) 周辺地域の概況 .....	6
2 現状及び課題	
(1) 地域の現状 .....	7
(2) 地域の課題 .....	12
3 下北半島地域振興の理念、将来ビジョン	
(1) 下北半島地域振興の理念 .....	15
(2) 下北半島地域の将来ビジョン .....	15
4 振興の基本的方向及び重点とする施策	
(1) 基本的方向 .....	17
(2) 重点施策 .....	17

## 第2 振興計画

1	交通通信の確保	
(1)	交通施設の整備	21
(2)	地域における公共交通の確保	22
(3)	情報通信技術（ICT）の活用	23
2	産業の振興及び観光の開発	
(1)	農林水産業の振興	24
(2)	商工業の振興	25
(3)	観光の開発	26
3	就業の促進	
(1)	むつ小川原地域の開発	27
(2)	産業集積の形成	27
(3)	産業人財の育成の取組	28
4	水資源の開発及び利用	
(1)	水資源確保対策	29
(2)	水資源の利用	29
5	生活環境の整備	
(1)	下水道、廃棄物処理施設等の整備	30
(2)	公園等の整備	30
(3)	住宅関連対策	30
(4)	生活サービスの持続的な提供	30
6	医療の確保	
(1)	医療の確保を図るための対策	31
(2)	その他の対策	31
7	高齢者の福祉その他福祉の増進	
(1)	高齢者の福祉の増進を図るための対策	32
(2)	児童福祉の増進を図るための対策	33

8	教育及び文化の振興	
(1)	地域振興に資する多様な人財の育成	34
(2)	教育・文化施設等の整備	34
(3)	地域文化の振興	34
9	地域間交流の促進	
(1)	地域間交流の促進のための方策	35
10	国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	
(1)	災害防除のための国土保全施設等の整備	35
(2)	防災体制の強化	36

## 序 章

### 1 計画作成の背景及び目的

本地域（むつ市を含む1市4町4村）は、昭和61年、半島振興法の地域指定を受け、以来、交通・産業等の基盤整備を中心とする様々な振興施策を推進してきた。その間には、道路をはじめとする交通基盤の整備や地場産業の集積の面で、一定の成果が現れ、また、本地域の自然資源、歴史・文化資源に対する評価も高まり、人的交流も活発化の方向がみられる。

しかし、急速な国際化、情報化等の進展により、依然、産業・交通・情報通信等の基盤整備面での相対的立ち遅れは解消されるに至らず、また、全国と軌を一にする少子化の傾向等も相まって、人口の減少・高齢化が続く振興の必要性の高い地域となっている。

一方、本地域は、本州と北海道を結ぶ地理的要衝にあり、今後、交通・運輸面等における全国的視点に立った役割の増大が予測される地域でもある。また、環境意識の高まり、心の豊かさを求めるライフスタイルの志向など、国民の価値観は変化しつつあるが、そのことにより、豊かな自然空間に恵まれた本地域が国民に自然体験・保養の場を提供する役割も重要となってきている。

以上から、本計画は、本地域における豊かで安全・安心、快適な暮らしづくりと魅力ある半島地域づくり、さらには、新たな全国的視点に立った役割の遂行に資することを目的として策定するものである。

### 2 計画作成の方針等

#### (1) 計画の性格と役割

本計画は、県・市町村・地域住民が一体となって事業を進めるに当たっての指針となる性格を有する。

また、本計画が県土の均衡ある発展に資するという全県的役割に加え、国土の均衡ある発展に資するという全国的視点に立った役割の一翼を担うとともに、官民あげての国民的自然体験・保養空間の提供等の役割を有することから、国に対しては、本計画の施策について社会資本整備重点計画等を通じて、必要な予算措置と事業推進を期待する。

#### (2) 計画作成の視点

計画作成の背景や計画の役割等から、施策を講じるに当たっては以下の広域的視点に立つものである。

### ① 全県的視点

本地域は、面積において県土の約22%、人口では県全体の約9%を占める地域であり、県土の均衡ある発展を図る観点に立った振興が必要な地域となっている。

また、隣接する上十三地域や青森市をはじめとする県内他地域との経済・技術・文化の交流を推進することで相互に補完しあうことが必要な地域であることから、本地域における資源・産業や技術の集積等を活かし、県内他地域との連携と交流の拡大を図る施策を積極的に推進する。

### ② 全国的視点

本地域は、北海道と東北との結節点に位置しており、交通、情報通信等をはじめ多くの振興施策の推進に当たって、全国的視点に立った推進が期待されている地域である。

また、本地域は、優れた自然、特徴ある歴史・文化資源等により、今後、国民的自然体験・保養空間を提供することが期待されていることから、観光・レクリエーション事業をはじめ様々な事業の展開において全国的視点に立った取組を推進する必要がある。

### ③ 世界的視点

本地域は、日本海対岸地域（ロシア極東地域、韓国、中国沿岸地域等）や環太平洋地域からの船が行き交う国際海峡である津軽海峡に面し、国際交流の潜在力を有している。地域内では、原子力エネルギーや核融合エネルギー、再生可能エネルギーなどの多様なエネルギー関連施設等が集積しており、これら研究開発技術や原子力の平和利用技術など多面的な国際交流等が進む可能性がある。

したがって、振興施策の推進に当たっては、これらの世界的視点に立って地域振興を進めていくものである。

### (3) 計画期間

概ね平成27年度から平成36年度までとする。

### (4) 他の計画との連携と調和

青森県基本計画未来を変える挑戦、国の国土形成計画（全国計画、広域地方計画）及び国土利用計画（全国計画、県計画、市町村計画）並びに社会資本整備重点計画等との整合を基本としながら、地方生活圏計画、定住自立圏

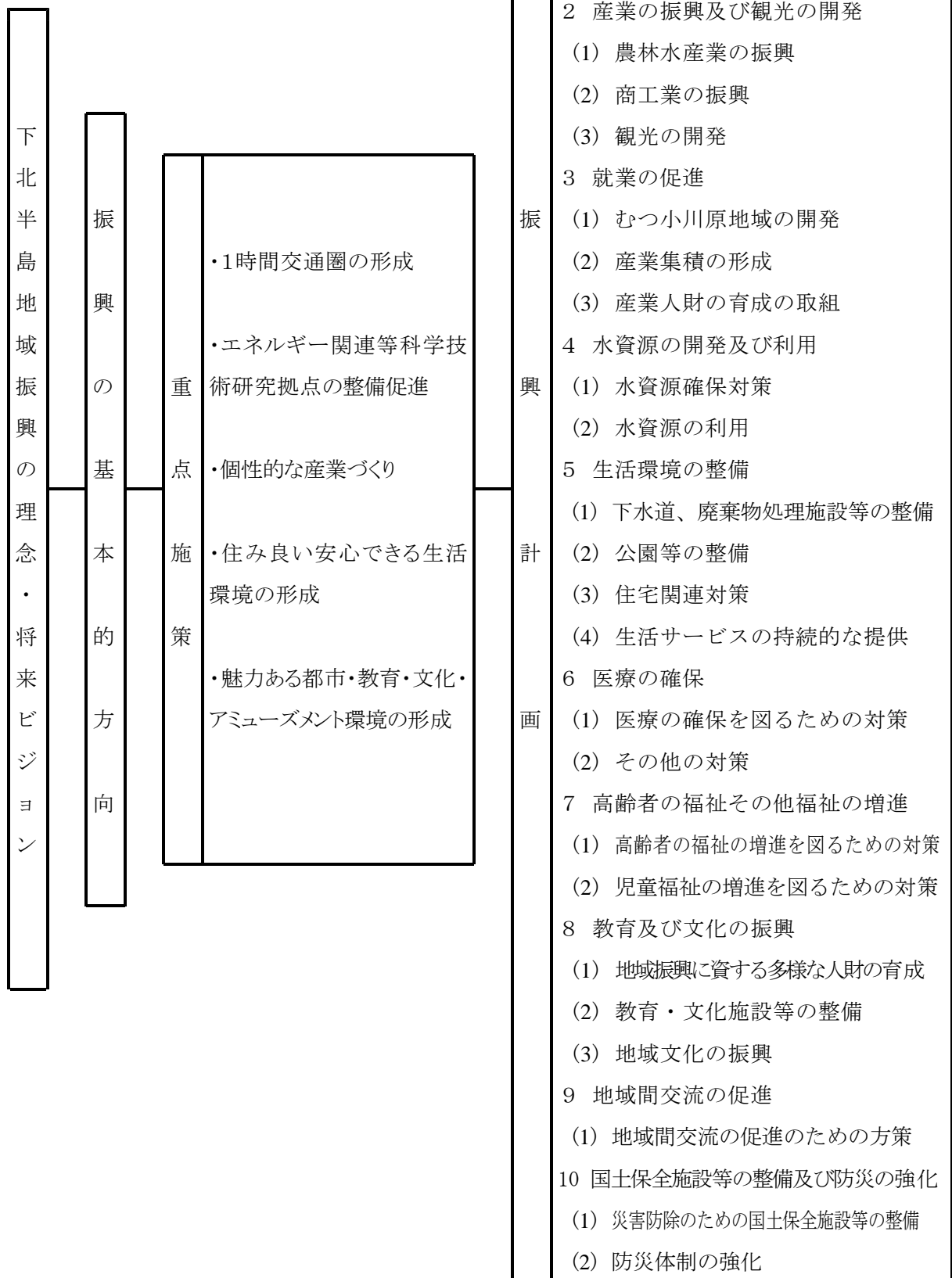
構想、むつ小川原開発基本計画、さらには、本地域内市町村の長期総合計画等と整合を図るものとする。

(5) 計画の体系

本計画は、まず地域の振興の理念を明らかにし、地域の将来の姿（ビジョン）を描いたうえで、理念にのっとりビジョンの具体化を目指す振興方策を推進するものである。

振興方策は、「基本的方向」のもとに「重点施策」を掲げ、重点施策の具体化施策は「振興計画」に挙げた。

# 計 画 の 体 系





## 第1 基本の方針

### 1 概況

#### (1) 下北半島地域の概況

本地域は、わが県の太平洋側から北へ突き出した半島で、本州最北端に位置する。津軽海峡の最狭部約20kmを隔てて北海道と、平館海峡を挟んで津軽半島と相對している。

面積は県土の約22%にあたる2,087km<sup>2</sup>、人口は119,454人(平成22年国勢調査)で県人口の約9%となっている。これは、全国面積、人口に占める半島地域の割合の各2倍強であり、他県に比べ全県に占める比重の大きい地域ブロックの一つとなっている。

地勢は恐山山地が広がる山がちな北半部と下北丘陵等なだらかな台地が広がる南半部とに大きく分けられ、昭和43年7月22日には恐山や仏ヶ浦、大間崎などが下北半島国定公園に指定されており、貴重な動植物の宝庫となっている。また、陸奥湾が深く湾入することにより延長317kmに及ぶ長大な海岸線に恵まれており、良港も多い。

地域の68%が森林でヒバ(ヒノキアスナロ)の美林がみられる。農用地は9%に過ぎないが、丘陵地を中心に広い未利用地が存在し、畑作や畜産等の開発可能性が残されている。

気候は太平洋側は表日本型気候に属し、春の終わりから夏にかけての偏東風(ヤマセ)が吹く時期には低温、日照不足の日が続き、農作物等は被害を受けやすい。また、西部は日本海型気候に属し、11月から3月まで北西の季節風が降雪をもたらす。全体的に県内日本海側地域(津軽地域)より降雪量は少なめで、年平均気温も低い。

本地域には、縄文時代の早期～晩期各時代の遺跡が存在し、悠久の昔からの人間居住の跡がみられる。

本地域が史書に現れるのは、南北朝期(14世紀中～後期)の頃からで、糠部(ぬかのぶ)郡及び宇曾利郷と呼ばれた本地域は、ヒバ(ヒノキアスナロ)の良材や名馬を産出することで知られた。江戸期には西回り・東回り・蝦夷地回船の接合点として海運による全国的流通の一翼を担ったが、安政の開国後、外国貿易の進展による国内流通経路の変化や明治初年の山林国有化により、海上交易は衰微するに至った。

明治～戦前においては、我が国の開発政策の主眼が4大工業地帯の工業開発や植民地経営へと向けられたことから、本地域への開発投資は、軍港の整備と併せて鉄道の敷設等がみられた程度であった。

戦後、国の復興策に合わせ本地域では地下資源の開発とそれを原料として活用する工業振興の取組が開始された。うち、砂鉄を原料とする鉄鋼を中心とした工業開発は実現に至らなかったものの、尻屋地区の石灰石を原料として、昭和54年、東北開発株式会社がセメント工場を開業し部分的には結実するに至った。

地域産業については、農林水産業の基盤づくりが展開されるとともに、観光開発も進められた。

また、地域発展の基盤としての交通体系の整備も港湾や道路を中心として徐々に進められる一方で、原子力の平和利用を含む、エネルギーの研究・開発及び利用に関する施設の立地が進められた。現在では海洋地球研究船「みらい」となった我が国初の原子力船「むつ」の母港がむつ市に置かれた（当初大湊港、後に関根浜港）ことや使用済燃料中間貯蔵施設の建設のほか、東通村では、東北電力株式会社東通原子力発電所1号機が営業運転しているほか、東京電力株式会社東通原子力発電所1号機が着工し、さらに両社とも2号機の建設計画がある。また大間町においても、全炉心にMOX燃料装荷を目指す電源開発株式会社大間原子力発電所が建設中である。

さらに、本地域の6市町村が含まれるむつ小川原地域においては、国家プロジェクトとしてむつ小川原開発を推進してきており、これまでに国家石油備蓄基地、原子燃料サイクル施設が立地・操業するとともに港湾、道路などの基盤整備が進められてきている。

## (2) 周辺地域の概況

本地域は、青森市、十和田市、三沢市及び北海道函館市に近接している。

青森市は、人口約30万人を擁する県庁所在市であり、青い森鉄道線及び国道4号によって本地域の付け根に位置する野辺地町と、さらにJR大湊線、国道279号及び国道338号によってその他の町村とも連絡している。近年のモータリゼーションの一層の進展や都市機能に対する本地域住民のニーズの高度化、多様化に対応した総合的な都市機能整備の遅れ等から、教育・文化、医療面をはじめ多くの分野に係る本地域の青森市との結びつきは強い。

十和田市（人口約7万人）及び三沢市（人口約4万人）は、上十三広域行政圏の中心都市であり、特に本地域の陸橋部を構成する4町村との行政的結びつきが強い。三沢市の三沢空港（米軍共用飛行場）は、本地域の空の玄関の機能を果たしている。

本地域の北端大間町からは函館市へカーフェリーが1日2往復（夏季等の増便期間：3往復）運航している。所要時間は約1時間30分で、いわば北

海道は指呼の間にあるといえる。元来、本地域の北部町村（大間町、佐井村、風間浦村）は、医療等の面で函館市との結びつきが強かったが、現在もそのつながりは続いている。

## 2 現状及び課題

### (1) 地域の現状

#### ① 下北半島地域の構成市町村

本地域は、むつ市、野辺地町、横浜町、東北町（東北町のうち東北地区）、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の1市4町4村から構成されている。

市 町 村 名	面積 (km <sup>2</sup> )	平成17年国勢調査 人口(人)	平成22年国勢調査 人口(人)
む つ 市	864.16	64,052	61,066
野 辺 地 町	81.68	15,218	14,314
横 浜 町	126.38	5,097	4,881
東北町(東北地区)	209.72	10,167	9,621
六 ヶ 所 村	252.68	11,401	11,095
大 間 町	52.10	6,212	6,340
東 通 村	295.27	8,042	7,252
風 間 浦 村	69.55	2,603	2,463
佐 井 村	135.04	2,843	2,422
計 1 市 4 町 4 村	2,086.58	125,635	119,454
青 森 県	9,645.40	1,436,657	1,373,339

※ 市町村名は、平成27年4月1日現在の市町村名。

〔下北半島地域内における市町村合併の状況〕

むつ市：平成17年3月14日にむつ市、川内町、大畑町、脇野沢村が合併してむつ市となった。

東北町：平成17年3月31日に東北町と上北町が合併して東北町となった。下北半島地域としては、東北町のうち上北地区を除く東北地区が対象地域となっている。

資料：総務省「平成17年国勢調査」及び「平成22年国勢調査」

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成26年)等

# 下北半島地域



## ② 人 口

平成22年の本地域の人口は、119,454人で、平成17年の125,635人より6,181人、率にして4.9%の減少となっている。本地域の人口は、昭和35年（人口149,291人）をピークとして、以後減少を続けており、この50年間に20.0%の減少をみた。全国の半島地域（平成22年における平成17年との比較）に比べると人口減少のスピードは僅かながらに緩やかとなっている。

年齢階層別人口構成では、平成22年の年少人口（0～14歳）割合は12.7%で、ピーク時（昭和35年、40.0%）の約3割になった反面、65歳以上の高齢人口の割合は、昭和35年（4.6%）の5倍を超える26.3%に増大した。

この人口の長期減少は、高校卒業者の4割以上が県外で就職している状況が続いているなど若者の地域外流出による社会減の進行と、少子化に伴い自然動態が減少に転じたことが相まって生じているものと考えられる。

## ③ 産 業

本地域の産業構造を就業人口の構成比率（平成22年）からみると、第1次産業が12.7%（県平均12.7%）、第2次産業が25.7%（同20.0%）、第3次産業が60.6%（同64.6%）となっており、第3次産業の比率が高くなっているのが特徴であり、中でもむつ市は71.5%と特に高くなっている。また、第1次産業の中でも漁業の占める割合が46.1%と県平均（10.4%）の4倍以上と極めて高いのが特徴的である。

第2次産業就業者の割合は、県平均を5.7ポイント上回っているが、全市町村において建設業の割合が製造業より高くなっている。

本地域の1人当たり市町村民所得額をみると、341万円（平成24年）と県平均（242万円）の140.7%となっているが、原子燃料サイクル施設が立地している六ヶ所村を除いた地域では、県平均の87.8%に止まっている。

## ④ 観 光

本地域は、仏ヶ浦・薬研溪谷等の優れた景勝地、広い海域、日本三大霊場に数えられる恐山など豊富な観光資源に恵まれており、県内有数の観光レクリエーション地区となっている。

平成25年の観光客入込数は、県全体の入込客数の6.0%に当たる延

べ198万人となっており、そのうち、冬期（11～3月）の入込客は24.1%と県平均（26.5%）より低くなっていることから、冬季観光の促進が課題となっている。

#### ⑤ 交通基盤

本地域の道路網は「半島循環道路」に指定されている国道4号（野辺地町のみ）の野辺地町から陸奥湾岸沿いに北上し、むつ市、大間町を経て函館市に至る国道279号及びおいらせ町から太平洋岸を北上し、六ヶ所村、東通村、むつ市、佐井村、大間町を経て函館市に至る国道338号、さらにこれらを補完する主要地方道9路線、一般県道29路線により形成されている。

国道279号は改良率が96%と整備が進んでいるが、むつ市大畑町二枚橋をはじめ、一部交通の隘路区間の整備が残っている。

国道338号は改良率が82%であり、未改良区間は、地形が厳しい東通村の太平洋岸を通る「白糠バイパス」、むつ市・佐井村の「海峡ライン」、むつ市の「大湊バイパス」に集中している。

本地域の県管理道路延長は754km（県全体約3,587km）で、改良率は79%（県全体73%）、舗装率は71%（県全体67%）という状況にある。

また、地域高規格道路「下北半島縦貫道路」（むつ市～七戸町間約68km）は平成6年12月に計画路線に指定されて以来、順次整備が進められており、現在は六ヶ所村～野辺地町間の「有戸北バイパス」、「有戸バイパス」、「野辺地バイパス」計19.5kmが供用されているとともに、むつ市の「むつ南バイパス」8.7km、横浜町～六ヶ所村間の「横浜南バイパス」7.0km及び「吹越バイパス」5.8kmの整備が進められている。なお、むつ市～横浜町間約21kmが未着手区間として残っているが、近隣に代替路を有していないなどの脆弱性を抱えていることから、早期の事業着手が求められているところである。

鉄道は、青い森鉄道線（野辺地町～東北町）、JR大湊線（野辺地町～横浜町～むつ市）の2線がある。

港湾については、重要港湾1港（むつ小川原港）、地方港湾6港（大湊港、野辺地港、川内港、仏ヶ浦港、大間港、尻屋岬港）がある。

海上交通は、大間～函館間フェリー、脇野沢～蟹田間フェリー（冬期間運休）及び青森～脇野沢～佐井間航路がある。

また、本地域に空港はないが、本地域に隣接する三沢市には、本県の県

南地域の空の玄関口として三沢空港があり、現在札幌（丘珠）、東京（羽田）、大阪（伊丹）間の国内定期便が就航している。

#### ⑥ 医療、福祉

本地域の人口10万人当たりの医師数は109.0人（平成24年）で、平成14年に比べ10.1人増加したが、依然として県平均（184.5人）の59%程度に止まっている。

人口10万人当たりの歯科医師数は、47.4人（平成24年）で、平成14年に比べ6.7人増加したが、県平均（56.0人）より8.6人少なくなっている。

人口10万人当たり病院病床数は、715床（平成25年）と、県平均（1,341床）の53.3%となっている。

社会福祉施設については、介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設が23施設、児童福祉施設が51施設、障害者支援施設が8施設となっている。

#### ⑦ 環境衛生

水道については、平成25年度末現在の水道普及率（簡易水道及び専用水道を含む）が96.9%で県平均の97.5%より若干整備が遅れている。

公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の汚水処理施設については、平成25年度末現在の汚水処理人口普及率が48.2%で、県平均の75.2%に比べ大幅に整備が遅れている状況にある。

#### ⑧ 教育、文化

高等教育機関については、大学、短大、高等専門学校のいずれも設置されていないが、公共職業能力開発施設として県立むつ高等技術専門校がある。

図書館は、むつ市（18.4万冊）、野辺地町（8.9万冊）、横浜町（2.7万冊）、六ヶ所村（5.1万冊）の4館となっており、美術館、博物館及び博物館相当施設はない。歴史民俗関係の資料館は、野辺地町、東北町、六ヶ所村及び佐井村に各1館ある。

また、階段式ホールや会議室等を有する大規模な集会施設は、むつ市に下北文化会館（1,186席）、大間町に北通り総合文化センター（753席）、六ヶ所村文化交流プラザ（706席）の3施設がある。

スポーツ施設については、総合運動場が2施設（むつ市、六ヶ所村）あり、むつ市の陸上競技場は第2種公認競技場と高水準となっているものの、球技場、柔剣道場等未整備の施設が多い。

また、四季を通じて、アマチュア野球、サッカー、テニス、ゲートボール、ソフトボールといったスポーツの他、コンサートなど各種イベントにも利用できる多目的ドームの「しもきた克雪ドーム」が、下北半島地域中核拠点施設として平成17年7月に完成した。

## ⑨ 地域間交流

下北半島国立公園などの豊かな自然に恵まれ、伝統の祭りや郷土芸能、健康や癒し効果も期待できる豊富な温泉、地域固有の食など多くの魅力にあふれた本地域では、地域の暮らしや生活文化などに対する関心の高まり等から、地域資源を活用した下北ジオパーク構想の実現、観光コンテンツの開発や観光地づくりに加え、質の高い観光案内の提供を目指したプラットフォーム化による受け入れ体制の整備、交流人口拡大のためのイベントや情報発信など広域的な取組が行われている。

## (2) 地域の課題

現状でみてきたとおり、本地域は人口の長期減少・高齢化に見舞われてきた。

これは、主に、新規学卒者の県外への就職など若者の本地域外への流出によって生じたもので、そこには本地域の雇用吸収力の低さがあった。

また、以前は、自然増（出生者数から死亡者数を除いたもの）が社会減をある程度カバーしてきたが、年少人口（0～14歳）がピーク時の昭和35年（59,654人）の25.3%（15,120人）になるという本地域の急速な少子化の結果、本地域全体の自然動態は、増加から減少に転じ、もはや人口増加要因として期待できない状況となっている。

この人口の長期減少は、本地域の経済活動全体に悪影響を与えており、地域の活力低下・沈滞が懸念される状況となっている。

一方、人口減少に歯止めをかけるまでには到っていないものの、一定の開発ポテンシャルの高まりもみられる。

第一には、むつ小川原開発地区（六ヶ所村から三沢市北部に至る臨海部）における開発の展開である。同地区では、港湾、道路などの基盤整備が進められるとともに、我が国のエネルギー政策上重要な施設である国家石油備蓄基地や原子燃料サイクル施設のほか、国立研究開発法人日本原子力研究開発



機構により「国際核融合エネルギー研究センター」が設置され、国際熱核融合実験炉（ITER）計画の支援とともに、原型炉にむけた研究開発プロジェクト「幅広いアプローチ（BA）活動」が進められるなど、特色あるエネルギー関連施設の立地が進んでいる。更には原子力関連施設が立地しているという本県の地域特性を踏まえ、原子力分野の人財育成や研究開発のための拠点施設の整備が進められるなど、環境・エネルギー問題といった国際的課題に対応しうる研究開発や新しい時代を切り開く産業集積の拠点形成の素地ができています。

第二には、原子力発電所の開発計画である。東通村では東北電力株式会社東通原子力発電所1号機が営業運転しているほか、東京電力株式会社東通原子力発電所1号機が着工し、さらに両社とも2号機が計画されているほか、大間町にも全炉心MOX燃料装荷可能な改良型沸騰水型軽水炉1基が建設中であり、将来的に合計5基が運転される計画となっている。5基の出力総計は約664万kWにのぼり、本地域は電力の一大供給拠点となるものである。さらに、六ヶ所村の再処理施設を始めとする原子燃料サイクル施設やむつ市の使用済燃料中間貯蔵施設といった原子力関連施設が立地し、又は計画されている。

第三には、再生可能エネルギーの導入拡大である。本県は、風力発電の設備容量において全国トップクラスを維持しており、特に風況に恵まれた下北半島にその大部分が集中しているほか、東日本大震災以降、固定価格買取制度（FIT）の導入により大規模な太陽光発電の設置も進んでいる。

第四には、海洋科学研究の拠点化の動きである。むつ市関根浜港が、国立研究開発法人海洋研究開発機構の海洋地球研究船「みらい」の母港となっているほか、大湊港には、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構のむつ事務所において、加速器質量分析装置（タンデトロン）が整備されるとともに、公益財団法人日本海洋科学振興財団のむつ海洋研究所及び公益財団法人日本分析センターのむつ分析科学研究所が設置され、海洋中での物質循環モデルの構築などの研究が進められている。

第五には、地域ブランド（下北（半島）ブランド）創出拠点の整備である。本地域で生産される農林水産資源を活用した地域色豊かな加工品開発や商品化に関する技術の試験研究、指導開発並びに人財育成を支援するため、平成13年4月に、青森県ふるさと食品研究センター下北ブランド研究開発センターが設立、平成21年4月には、地方独立行政法人の発足に伴い、地方独立行政法人青森県産業技術センター下北ブランド研究所として、水産物の鮮度保持や成分特性、農林水産物の加工品・加工技術の研究・開発が進められ

ている。

第六には、交通基盤整備の進展である。半島循環道路をはじめとする本地域内の道路の整備は、着実に整備・供用が図られている。地域高規格道路「下北半島縦貫道路」についても平成24年11月に「有戸北バイパス」が開通するなど整備が進んでいるが、早期全線供用に向け、今後未着手区間の早期事業着手をはじめとした事業の促進が求められている。

東北新幹線全線開業及び平成27年度末の北海道新幹線新青森・新函館北斗間開業や青森空港の滑走路3,000m化などの機能充実も本地域にとって大きなプラス要因となっている。

また、国民生活においては、心の豊かさを求めた余暇活動に価値観を求めるライフスタイルが広まり、交通基盤の整備の進展とともに、豊かな観光資源を有する本地域の発展可能性が高まりつつある。

① 以上から、本地域においては、豊かな自然環境と生物多様性の保全に留意しながら、将来性の高い先端技術を活用した産業の集積や今後の有望産業として期待される環境・エネルギー産業の創出、食品加工など本地域の特性を生かした産業の振興などにより、新たな雇用の場を創出するなど定住の促進に努める必要がある。

また、観光レクリエーション産業は、本地域が優位性を発揮できる産業として重要であり、個性化を図ることにより高い収益性を望むことができることから、積極的に振興を図る必要がある。

より具体的には、

ア 地域産業の研究開発力の向上

イ 高度な科学技術開発を支える産業・情報通信基盤、住・遊等機能の整備

ウ 高度な科学技術開発を支える人財づくり

エ 半島地域ならではの新たな観光形態の創出

等が課題となるものである。

② また、ア～エ等の課題を克服するための基本的な施策として、空港等高速交通施設へのアクセス時間の一層の短縮や新たな交通モードの整備、地域内交通ネットワークの形成等、交通基盤整備や情報通信基盤の一層の推進及び産業・教育・生活などのあらゆる分野で必要とされるブロードバンド等の情報通信基盤や高度情報通信ネットワークの整備充実が必要となる。

- ③ さらに、本地域の振興のためには、県内周辺地域や北海道道南地域との緊密な連携が必須であることから、今後、連携・相互交流の一層の推進が課題となっている。

### 3 下北半島地域振興の理念、将来ビジョン

#### (1) 下北半島地域振興の理念

下北半島地域の振興においては、地域が抱える前述の諸課題を解決する必要性や地域の特色・可能性に根ざした振興を図る観点に立って、国、県、市町村等の公共団体はもとより、地元経済団体、地域づくり団体等をも含む多様な主体が、下北半島地域を一体としてとらえた半島全体に事業効果が及ぶ事業を実施するとともに、都市機能集積の高い隣接地域との連携を密にすることによって、下北半島地域のおかれた遠隔性の解消を図り、下北半島地域の現居住者や、幅広い層の移住（希望）者が、安定した収入、安全性・快適性及び高い利便性（都市機能）を享受して日々の生活を楽しみ、地域に魅力と誇り・愛着を感じながら定住することができるよう振興するものである。

また、下北半島地域が有する豊かな自然・歴史・文化資源等を生かし、知的充足感が得られる余暇生活の場を国民に提供できるよう振興する。

#### (2) 下北半島地域の将来ビジョン

下北半島地域の振興の理念に基づき、将来ビジョン（将来像）を次のように設定する。

なお、本計画は、概ね平成36年度までの10年間を計画対象期間とするものであるが、ここで掲げる将来ビジョンは、計画期間にとらわれず設定するものである。

##### ① 下北半島地域における交通ネットワークの整備・エネルギー供給拠点の形成

下北半島における地域高規格道路等の道路網や港湾の整備により、「下北半島1時間交通圏ネットワーク」が実現し、原子力発電所の立地の進展により、本地域がエネルギー供給拠点の役割を担っている。

##### ② エネルギー関連産業、海洋科学研究の一大中心地化

交通基盤、各種産業基盤、情報通信基盤等が整い、原子力の利用、海洋科学研究、鉱物資源探査等に向けられた各種の研究・産業施設が立地し、

試験研究機関の整備と相まって、本地域が我が国のエネルギー関連産業の一大中心地となっている。

③ 「科学技術創造圏」の形成

むつ小川原開発地区を中心とするエリアで、環境・エネルギー産業の集積が進み、また科学技術分野における研究開発、人財育成拠点が形成されている。

④ 海洋・森林資源をフルに活用する産業の確立

水産資源の増養殖研究・生産・流通を一貫するシステムづくりと体験・学習、マリンレジャー産業を複合化した「総合海洋産業」や、畜産物加工品、水産物加工品を主力とする「下北（半島）ブランド」づくり、林産資源の加工研究、さらには、「半島ツーリズム」の本地域の展開としての水産資源をはじめとする旬の食材、ブルー・ツーリズムやエコツーリズム等、海洋・森林を活用する「下北半島フルシーズンツーリズム」等、特徴的な地域資源を活用する「ジオツーリズム」等、三方を海に囲まれ、森林資源に恵まれている本地域の特徴をフルに活用する個性的な産業が確立している。

⑤ 半島いきいきライフシステムの実現

交通基盤、都市基盤、各種情報通信基盤等の整備が進展するとともに、住民は都市アメニティ機能、各種アミューズメント機能を享受しつつ自己実現を図ることのできる生きがい満ちた生活（いわゆる「半島いきいきライフ」）を送っており、住民が本地域の自然、歴史・文化の案内者（ガイド）、伝授者（インストラクター）、保護者等として活躍することができる制度・組織も整備されている。

⑥ 保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実による安心半島の形成

全ての住民が、生涯にわたり住み慣れた地域で健やかで安心した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉サービスを必要ときに適切な内容で、切れ目なく総合的・一体的に利用できるシステムが形成されている。

4 振興の基本的方向及び重点とする施策

計画期間を平成27年度から概ね10年間とし、21世紀中盤における本地

域の経済・社会上の進展・変化を展望しながら、本地域振興の理念にのっとり、将来ビジョンの具体化を目指す振興方策を推進することとし、特に、計画期間である平成27年度から平成36年度までの本地域における人口増減率が、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」に基づく本地域の人口増減率を上回るよう、人口減少の加速に歯止めをかけることを目指しながら、次の基本的方向のもとに本地域の振興を図ることとする。

## (1) 基本的方向

### ① 全国的視点に立った役割の推進

原子力利用産業の立地、バイオマス資源や水素を活用したコージェネレーション、地熱資源など、次世代のエネルギー供給システムの実証等により、北海道・東北地域における環境・エネルギー産業の拠点形成や海洋科学研究に向けられた各種施設の立地の実現に向けて努力し、我が国のエネルギー、海洋科学研究上の新たな全国的視点に立った役割を担い、その経済波及効果による地域の振興を図る。

### ② 豊かな暮らしを築く産業づくり

本地域に豊かな暮らしを築くために、畜産物、水産物加工品のブランド化（「下北（半島）ブランド」）、特徴的な自然・歴史・文化資源を活用した観光、交流イベント等の展開（「下北半島フルシーズンツーリズム」）等、個性的な産業づくりを進める。

### ③ 安全・安心で快適な暮らしを支える定住基盤の整備

本地域に安全・安心で快適な暮らしを築くために、高度情報通信ネットワークや交通ネットワークを整備し、快適な生活環境づくりや災害に強い地域づくり、保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供ができる仕組みづくりを進め、定住基盤の整備を進める。

## (2) 重点施策

以上の基本的方向を実現していくために、本計画の期間内においては、特に、1時間交通圏の形成、エネルギー関連等科学技術研究拠点の整備促進、個性的な産業づくり、住み良い安心できる生活環境の形成、魅力ある都市・教育・文化・アミューズメント環境の形成の5つの施策を重点的に推進する。

### ① 1時間交通圏の形成

豊かな暮らしを築く産業づくり、安全・安心で快適な暮らしの形成を推進するうえで、本地域内の人の移動や物流に要する時間の短縮、1回当たりの輸送力の拡大は最も基本的な課題となるが、中心市のむつ市の市街地から1時間以上を要する町村が3町村残っており、発展の大きな阻害要因となっていることから、本地域のどこからでも中心市のむつ市の市街地に1時間以内で到達できる交通圏の形成を重点施策の第一として推進する。

そのためには、道路が主な交通手段となっている本地域においては、半島循環道路やその他の主要地方道、一般県道の整備を推進し、時間短縮の実現に努める。

また、中心市のむつ市自体が県庁所在市から2時間以上を要するという遠隔性を有しており、本地域全体の中核都市へのアクセスの改善が重要であることから、1時間交通圏の形成と併せ地域高規格道路（「下北半島縦貫道路」）の早期整備を促進し時間短縮に努める。

### ② エネルギー関連等科学技術研究拠点の整備促進

本地域では、原子力と環境とのかかわりを研究の主要テーマとする（公財）環境科学技術研究所が立地し、放射性物質の環境への影響等に関する調査研究が進められているほか、海洋研究開発機構むつ研究所が設置されるなど海洋科学研究の拠点化の動きが見られること、環境・エネルギー産業の研究開発機能の展開が見込まれている。

また、日本原子力研究開発機構により「国際核融合エネルギー研究センター」が設置され「幅広いアプローチ（BA）活動」が進められているほか、原子力関連施設が立地しているという本県の特徴を踏まえ、原子力分野の人材育成や研究開発のための拠点施設の整備が進められており、エネルギー・科学技術研究の拠点形成を目指す。

### ③ 個性的な産業づくり

本地域には、環境・エネルギー産業の創出や研究開発拠点の形成、工業技術を活用した新たな農業生産のシステムづくり、海洋科学研究に係る開発拠点形成などに一定の進捗が見られることから、一層の発展に努めて産業拠点の整備を促進する。

また、こうした産業拠点づくりに対応して、人財育成の場を整備し、開発の波及効果を地域に吸収することに努める。

今後も本地域を支える基幹的な産業である農林水産業については、消費者が求め、必要とする安全・安心で良質な県産農林水産物やその加工品を強力に売り込み、収益性アップを図っていく。

具体的には、安全・安心な青森産品づくり、きれいな水資源の再生・保全、認定農業者等の人材育成、資源管理型漁業やつくり育てる漁業などを進めるとともに、豊かな地域資源を活用したグリーン（ブルー）・ツーリズムを展開し、消費者の信頼確保に努めていく。

さらに、地方独立行政法人青森県産業技術センター下北ブランド研究所など関係機関との連携の下に、農林水産品の加工による地域特産品（「下北（半島）ブランド」）づくりの創出を推進し、地域産業の活性化を図る。

観光については、本県の自然、四季の移ろい、安全・安心な農林水産物、食、地域文化などの地域資源や豊かに流れる時間を全身で満喫してもらう新しい形の観光である「あおもりツーリズム」を推進する中で、本地域ならではの「下北半島フルシーズンツーリズム」を創出することが重要であり、特に陸奥湾内航路の海上交通の整備等、津軽半島との連携の可能性を視野に入れながら、その推進体制、拠点・コース等の整備について検討する。また、北海道新幹線開業の好機を生かし、道南地域と連携しながら、旅行商品の造成促進やプロモーション活動により国内誘客を推進する。

#### ④ 住み良い安心できる生活環境の形成

本地域に安全・安心で快適な生活を築くため、防犯や交通安全、消費生活や食の安全・安心の確保を図るほか、雪に強いまちづくりやユニバーサルデザインを取り入れたまちづくり、下水道の普及率の向上などに取り組み、誰もが安心して快適に行動できる生活環境の整備、定住基盤の整備を図る。

一方、近年多発する自然災害などの災害に対応するため、環境や景観に配慮した災害に強い地域づくりを進めるとともに、地域で連携した防災体制の強化を図る。

また、本地域の住民が生涯にわたり健康で安心した生活が送れるよう、保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供ができる仕組みづくりを図るほか、情報通信技術（ICT）を活用した医療情報の共有化を進め、医療機関の役割分担と連携の強化を図る。

さらに、幅広い層の移住希望者の視点に立ち、雇用面や住居、文化芸術などの生活面での魅力づくりを県と市町村が連携して推進するとともに、移住希望者向けの積極的な情報発信や相談対応などの取組を進める。

⑤ 魅力ある都市・教育・文化・アミューズメント環境の形成

生活水準の向上による住民生活の高度化に対応できる高次都市機能、文化、アミューズメント環境の形成が必要となっていることから、本地域の気候特性に配慮した雪に強い魅力的な街づくりを促進するとともに、教養文化施設、スポーツ・レクリエーション施設の整備を推進する。

また、住民が本地域の自然、歴史・文化の案内者（ガイド）、伝授者（青少年に伝統芸能や伝承、しきたり等を伝えるインストラクター）、保護者として活躍できる制度・組織（「半島いきいきライフシステム」）の実現可能性について検討する。



## 第2 振興計画

本地域が重点的に取り組む必要がある1時間交通圏の形成、エネルギー関連等科学技術研究拠点の整備促進、個性的な産業づくり、住み良い安心できる生活環境の形成、魅力ある都市・教育・文化・アミューズメント環境の形成の具体化を図るため、以下に掲げる施策を積極的に推進する。

### 1 交通通信の確保

交通通信施設の整備は、本地域が有する大都市圏との遠隔性の緩和、県内地域との時間距離の短縮等をもたらし、本地域の工場立地条件の向上、市場の拡大、輸送の安定化、医療サービスの向上等の効果を生むほか、半島地域が有する自然環境や伝統文化、特産品など都市にはない地域の魅力発信に貢献するものである。さらに、都市と本地域との人、物、情報の交流・連携を通じて、教育や芸術・文化の振興にも寄与するものであることから、とりわけ積極的に推進を図るものである。

特に本地域の場合、中心市のむつ市の市街地までの所要時間を短縮することが重要であることから、以下の施策の推進により1時間交通圏の形成を図るものである。また、隣接地域等との連携・交流を推進する観点から、道路と併せて航路の整備が必要であり、それらに向けた以下の施策を推進する。

更に、情報通信技術（ICT）の活用は、本地域の産業の振興、教育・福祉の充実等に効果的であることから、以下の施策の積極的推進を図る。

#### (1) 交通施設の整備

##### ① 道路の整備

東北縦貫自動車道八戸線に接続する地域高規格道路である「下北半島縦貫道路」の整備を促進する。

また、中心都市のむつ市の市街地へ1時間以内に到達できる交通圏の形成を推進するため、半島循環道路やその他の主要地方道、一般県道の整備促進を図る。

半島循環道路に指定されている国道279号については、むつ市から野辺地町までの区間の地域高規格道路としての整備のほか、むつ市大畑町二枚橋などの急勾配、急カーブ区間の整備を促進し、交通の安全確保、特に冬期間交通の円滑化等を図る。また、大湊バイパス等の国道338号については、交通環境の改善及び観光をはじめとする産業振興に寄与する半島一周道路として整備を促進する。また、原子力発電所、むつ小川原開発等のプロジェクトを支援する道路として、白糠バイパス等の整備を促進する。

さらに、これらを補完する主要地方道（東北横浜線等）及び一般県道（水喰上北町（停）線等）についても、整備状況や緊急性等を勘案して、その整備を進める。

市町村道については、国県道と有機的な連携を図りながら整備を進める。

## ② 鉄道の整備

北海道・東北の各拠点都市や首都圏への時間距離の短縮を図るとともに、本地域の観光開発や地域の経済活動のために、東北新幹線及び北海道新幹線へのアクセス等の利便性向上に取り組む。

また、東北新幹線新青森駅開業に伴いＪＲ東日本から経営分離された旧ＪＲ東北線八戸・青森間については、青い森鉄道線として引き続き適切な維持を図るとともに、下北半島唯一の鉄道であるＪＲ大湊線についても強風による列車運休の改善など利便性の向上をＪＲ東日本に働きかける。

## ③ 港湾、航路の整備・充実

むつ小川原港は、むつ小川原開発の重要な社会基盤であり、需要に対応した施設の拡充を随時検討し整備を行う。大湊港は、下北半島地域発展のための拠点としての整備や大型客船の寄港、また、大規模地震時に緊急物資輸送拠点・救援活動の拠点となるよう平成２１年に完成した耐震強化岸壁と一体となって機能する港湾緑地等の整備を進める。

また、大間港は、北海道への交通の拠点としてフェリー関連施設の整備を進めるほか、地元住民の生活に密着した港湾整備を進める。仏ヶ浦港は、豊かな自然に抱かれた観光拠点として整備を進める。尻屋岬港は、背後の豊富な石灰石資源による産業の振興に資する流通港湾として整備を進める。

航路については、本地域、津軽半島地域及び渡島半島地域の連携・交流の推進、広域観光の促進等を図るため、陸奥湾内の海上交通及び渡島半島地域との航路の維持を図る。

## ④ その他

道路整備の進展等に応じ、空港直通バス路線の開設等を含め、路線バスの利便性を高め、本地域内及び周辺地域とのアクセスの向上を促進する。

## (2) 地域における公共交通の確保

公共交通は、地域住民の通学や通院など地域内移動の足として、また、新

幹線駅や空港等高速交通体系と接続する交通として、日常生活・社会生活に不可欠な役割を果たしているものの、モータリゼーションの進展や人口減少に伴う利用者の減少により、その維持が重要な課題となっている。

このため、県、市町村、交通事業者が一体となり、公共交通ネットワークを将来にわたって維持・確保していくための「地域公共交通網形成計画」を策定するとともに、同計画に基づき、本地域における交通の要衝である下北駅及びむつバスターミナルを交通ネットワークにおける拠点として、バス路線を中心に地域公共交通の再構築を図っていく。

### (3) 情報通信技術（ICT）の活用

#### ① 情報通信基盤の整備

ブロードバンドの活用により、地域内の高度情報通信ネットワークの整備を図りながら、これを利用して誰もがどこでも情報化の成果を活用できるよう、ネットワーク利用環境の整備充実を図る。

また、国等の支援を得ながら、地区単位の電波障害の克服や携帯電話サービスの利用の促進のため、本地域にラジオ難視聴解消施設や移動通信用鉄塔施設等の整備を図るとともに、携帯電話のサービスエリアの拡大を図る。

これらの基盤を効果的に推進するため、基礎となるブロードバンドの整備充実を促進する。

#### ② 情報関連教育システムの整備

教育の情報化を推進するために、小・中学校の高速インターネット接続、校内LAN・教育用コンピュータの整備を進め、すべての教員がコンピュータを用いて児童生徒に指導できるようにするとともに、児童生徒がインターネットや様々な学習ソフト等を用いて情報活用能力の育成を図る情報教育を推進する。

また、一般住民に対して情報リテラシーの向上を図るとともに、地域の情報化を担う人財の育成に努める。

## 2 産業の振興及び観光の開発

本地域に国家的な科学技術研究拠点を形成し、個性的な産業を築くためには、地域産業の科学技術開発に対するサポート機能の向上を図り、海に恵まれた本地域の特徴や可能性に立脚した振興方策を展開するとともに、他地域に先駆ける先導的な取組を進める必要がある。また、本地域内の1～3次産業がそれぞれ

れ連携しながら力を結集していくことが重要となっている。

したがって、これらの観点に立った以下の施策を推進する。

## (1) 農林水産業の振興

「攻めの農林水産業」推進基本方針に基づき、消費者視点に立った販売重視の姿勢を堅持しつつ、収益と働く場を生み出す「産業力の強化」と人口減少社会に対応した「地域力の強化」を図る取組を推進する。

### ① 農業の振興

認定農業者や農業生産法人など担い手を育成・確保するとともに、消費者ニーズに合わせて生産販売するという消費者起点の発想に農業者の意識を転換させながら、適地適作をベースに、生産、加工、販売される農林水産物の安全・安心の確保を基本とした競争力のある産地づくりを推進する。

特に、本地域においては、夏季冷涼な気候や広い肥沃な土地などの立地特性を生かし、農薬が少なく、かつ、家畜排せつ物等のバイオマス資源の利活用による環境に配慮した資源循環型の生産と、昨今の気象変動に対応した災害に強い産地づくりに取り組む。

そのため、地域における生産・経営から流通までを総合的に支援し、畜産と野菜、畑作、花きの生産を組合わせた複合経営の確立を図る。

また、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の老朽化対策等の生産基盤の整備を推進するとともに、担い手への農地集積・集約化を図る。

さらに、農業生産の近代化と農産物の流通の合理化等に資する農道の整備を推進するほか、農村地域の防災減災対策の推進により、農地・農業用施設を洪水などの災害から守る。

畜産については、肉用牛及び乳用牛生産の一層の振興を図るため、むつ市、東通村及び横浜町並びに大間町において畜産経営の担い手を育成するための事業を推進する。

### ② 林業の振興

本地域の森林は、スギ、マツ類を主体とした民有林とスギ・ヒバ、ブナ・ナラ類を主体とした国有林からなり、その面積は約141,500haで、地域面積の68%を占めている。

このため、多様な森林資源の維持造成や林業生産基盤の整備、県産材の利用促進、担い手の育成確保等林業経営の活性化を図っていくため、流域

林業活性化センターを中心に民有林と国有林とが一体となり、造林から保育、伐採、製材、販売等木材の生産から加工、流通にいたる総合的な施策を展開し、森林整備の推進と県産材の供給体制の整備を図る。

また、林業の生産基盤である路網整備については、地域の実情に応じた林道と作業道等との適切な組み合わせによる整備を推進する。

### ③ 水産業の振興

恵まれた漁場環境を高度に活用し、安全・安心な水産物を安定的に供給するため、資源管理型漁業、つくり育てる漁業の推進や漁場環境の維持・保全を図る。そのため、ヒラメやサケなどの種苗放流事業を促進するとともに、生産基盤の整備として、漁港、漁場及び漁港に関連する道路（基幹的な道路を含む）の整備を推進する。併せて、共同利用施設等の漁業施設の整備を図る。

さらに、これら生産基盤の整備とともに、水産物卸売市場などの流通拠点施設の整備を促進する。

### ④ 鳥獣被害の防止

本地域では、サル分布として世界北限で天然記念物に指定されているニホンザル等の鳥獣による農作物被害が目立ってきているため、生息地に関わる適正な保護管理を進め、併せて、監視や追い上げ、電気柵の設置等の対策を推進し、農作物被害の未然防止と共存を図る。

## (2) 商工業の振興

### ① 商業の振興

商業者と地域住民及び行政が一体となった魅力ある街・商店街づくりを進めるため、計画的な広域生活・経済圏発展へ向けた施策において、人々がふれあい交流し、くつろげる魅力ある街・商業空間づくり、商店街を対象とした公共施設の配置のほか、人々がふれあい交流し、くつろげる街、魅力ある商業空間づくり、高齢者や障がい者に配慮した空間・機能等福祉の街づくりの観点に立った整備、空き店舗の解消に向けた共同事業等の取組への支援、また、商店街同士の連携によるイベント開催等広域的な商店街活動への支援を進める。

情報ネットワークの充実を図り、インターネット等を活用した情報活用事業を支援する。

個店の経営やイメージアップに関する指導の充実を図り、多様化する消

費者のニーズに対応するための事業者の経営努力をサポートする。

## ② 工業の振興

本地域は、原子力発電所、原子燃料サイクル施設の立地に加え、本県の産業政策に対応した環境・エネルギー等に関する研究開発、さらには、バイオマス資源や未利用資源の利用に関する研究開発、需要の高い健康増進食品や高機能性食品に関する研究開発が進められている。また、最近では全国有数の風力発電施設が立地するなど、我が国エネルギー政策を支える重要な役割を果たしており、これら発展の芽をさらに伸ばし、地域産業の振興につなげていく。

また、地方独立行政法人青森県産業技術センター下北ブランド研究所を中心とした試験研究機関相互の連携や産学官の連携をより密にし、地域企業の独創性・優位性のある技術開発、新規分野への進出及び創業に向けた支援機能の強化に努めていく。

さらに、こうした産業拠点づくりに対応して、人財育成の場を整備し、開発の波及効果を地域に吸収するために、県立むつ高等技術専門学校等を中心として、経済社会の変化や地域ニーズの変化に対応した人財育成を推進する。

## (3) 観光の開発

旅行形態の変化や多様化する観光客ニーズ等に的確に対応し、本地域が有する豊富な温泉をはじめ自然、食、祭りなどの地域資源の魅力を高め、国内外に戦略的に発信するとともに、地域特性に応じた観光コンテンツ開発や観光地づくりを進め、通年・滞在観光を推進する。

また、北海道新幹線（新青森駅～新函館北斗駅）や道路網の整備、さらには青森空港や青森港の国際化等により、本地域と津軽半島、渡島半島が一体となった広域観光を推進するため、北海道道南地域と連携を図り、取組を強化する。

観光インフラの整備に当たっては、入込客に多様な選択肢を提供できるよう複線的な整備を図ることとし、移動手段については、半島循環道路をはじめとする道路の整備の推進のほかに、鉄道の利用促進、陸奥湾内航路の海上交通の整備の3つを進め、宿泊施設は、オートキャンプ場、貸別荘、コンドミニアム（自己利用権留保型の区分所有ホテル）等多様な観光形態に対応できる施設の整備を促進し、観光対象については、風景探勝型、味覚堪能型、各種イベント体験型、研究・学習型等、ニーズの多様化・個性化に対応でき

る施設の整備や体制づくりを促進する。

県が管理する既存の観光施設については、国の交付金等により整備を推進する。

さらに、市町村による観光拠点の整備を促進する。

### 3 就業の促進

本地域の農林水産物、エネルギーなどの豊富な地域資源と、地域内の企業が持つ優れた技術や地域外企業の進出により、新製品開発や新事業進出が活発に行われるよう取り組む。また、本地域の企業の製品やサービスの価値が国内外で認められるよう取り組むとともに、中小企業の経営安定に向けた取組を行い、本地域における雇用の場の創出、拡大を図る。

また、本地域の将来を支える若者の定着に向けて、安定的で良質な雇用の場の創出を進めるとともに、離職者が早期に再就職できる環境を整えるため、以下の施策を推進する。

#### (1) むつ小川原地域の開発

むつ小川原地域においては、新むつ小川原基本計画（平成19年5月閣議口頭了解）に基づき、地域の特性を活かし、環境、エネルギー及び科学技術の分野において、研究開発機能等の展開と成長産業等の立地展開を図ることとしている。

今後、国内外の産業動向を踏まえ、環境・エネルギー分野等における実証試験や技術開発を推進しながら、成長産業等の立地展開を図り、我が国の構造改革の先進モデルとして今後の改革推進の原動力ともなることを目指している。

#### (2) 産業集積の形成

##### ① 環境・エネルギー関連産業の集積

本地域において、国際的なエネルギー開発・供給拠点の形成が進む中、エネルギー分野における研究開発等を通じた先端技術・ノウハウ蓄積を活かした新技術・新産業の創出を促すとともに、需要拡大が見込まれる環境リサイクル・環境配慮素材関連産業、省エネルギー・省力化技術関連産業及び新エネルギー関連技術産業の集積を促進する。

##### ② 地域の特色を活かした食品関連産業の集積

豊富な農林水産資源や加工技術の蓄積等の地域の特色を活かし、食品関

連産業の更なる集積を図るとともに、研究開発や加工技術の開発などを進め、新技術・新産業の創出を促進する。

### (3) 産業人財の育成の取組

職業能力開発施設や民間における訓練の実施、教育機関等との連携による研究開発の推進、ベテラン人財が培ってきた技術の継承等、産学官一体となった創造的な産業活動に対応できる産業人財の育成やU I J ターンの推進による中核人財の確保を進めるとともに、若年者、中高年齢者、障がい者等の求職者への能力開発等の支援を通じて、その就職活動等の円滑化を図り、安定就労を促進する。

## 4 水資源の開発及び利用

本地域は、川内川、大畑川、田名部川水系、野辺地川など多くの河川が流れ、また、田名部平野が浅層地下水の包蔵体となっていること、大畑層や砂子又層などの深層地下水帯が分布していることなどから、平成17年から26年までの10年間をみても取水制限の実施や農作物等に被害を生じる渇水の発生はなく、水資源には比較的恵まれた地域である。

しかし、日常利用している淡水の多くは、降雨や降雪といった自然現象によってもたらされる限られた資源であり、これを有効に利用できるようにするためには、計画的な水資源開発を進める必要がある。

一方、環境保護の観点などから、水資源開発の適地を選定することは、今後ますます困難になるものと考えられるため、水を可能な限り有効に利用し、健全な水循環系を維持していくことが必要である。

また、水資源を本地域の基幹産業である農林水産業での利用面からみると、豊かで良質な水資源は、安全・安心な農林水産物の生産を支え、住民生活や産業活動にとっても必要不可欠である。

このため、将来にわたって、安全・安心な農林水産物の生産が可能となる環境を整えるため、地域住民・農林漁業者、行政等が連携を図りながら、山から川・平野部、海までを一体的に結んで、

- ① 水源のかん養機能の向上
- ② 水への負荷軽減
- ③ 水質の浄化・改善
- ④ 水の循環の健全化
- ⑤ 水辺環境の向上等

の視点に立った取組を実践していく。



特に、その源泉である森林の水源かん養機能の向上を図るため、地域住民の参加による植樹活動等の森づくりを推進することが大切である。

したがって、これらの観点に立った以下の施策を推進する。

#### (1) 水資源確保対策

安定した水の供給を確保するため、将来の水需給量を見通した上で、水資源開発を進める。

また、生活用水の老朽管更新等による漏水防止対策、工業用水の回収率の向上、下水・産業排水の再生利用や雨水等雑用水の有効利用を促進する。

さらに、森林の水源かん養機能の向上を図るため、郷土樹種による多様な森林の整備・保全や間伐の適切な実行を促進するとともに、森林ボランティア・農業者・漁業者・県民の参加による植林・保育活動等の森づくりを推進する。

#### (2) 水資源の利用

水を生活用水や工業用水、農業用水として利用するほか、水が併せ持つ多面的機能の活用を図る。水辺の環境は、人々にやすらぎと潤いを与えることから、親水空間として整備するほか、ビオトープなど青少年に対する自然観察や自然体験の場として利用する。また、スポーツやレクリエーションへの活用を図る。

しかし、水はそれ自体が洪水、土石流、地すべりなど自然災害の原因となることもあり、水資源開発に際しては、これら水の持つ負の影響に対する対策も総合的に講じていく必要がある。

特に、農林水産業での利用面においては、水への負荷の軽減を図るため、基本的には農薬・化学肥料を使用しない有機農産物や農薬・化学肥料の使用を抑えた特別栽培農産物の生産等の面的な取組の拡大などを推進するとともに、水質の浄化と生態系の保全を図るため、間伐材・ホタテ貝殻など地域資源を活用した水路の整備や、農地及び灌漑施設の適切な保全・管理等を推進する。

### 5 生活環境の整備

安全性や快適性・利便性といった普遍的な価値が得られる良好な生活環境は、本地域に暮らす住民の誰もが志向するものとなっている。

このため、本地域においては、上下水道など生活基盤の中でも、特に都市住民との交流や観光を推進していく上で重要となる下水道の整備、廃棄物の発生

抑制を前提とした処理施設や自然・景観などに配慮した公園の整備、誰もが快適な生活を送れる地域に適した住宅建設、地域住民が安心できる生活環境に必要なサービスの持続的な提供を積極的に進める必要があることから、以下の施策を推進する。

#### (1) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

生活雑排水の増加等に対応し、生活環境の向上や公共用水域の水質改善に対応するため、引き続き下水道等の汚水処理施設の整備を促進する。整備に当たっては、地域の実情に応じ、公共下水道のほか、農業集落排水、漁業集落排水、小規模農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽の事業を活用し計画的な整備を図る。

一般廃棄物については、資源の循環利用の推進、最終処分場の確保の困難性などから、効率的な原材料の利用、製品の長期間の使用など、可能な限り廃棄物の発生抑制や減量に取り組んだ上で、リサイクル関連施設や廃棄物処理施設の整備充実を図る。

また、し尿処理施設については、下水処理施設の整備状況等本地域の実情に応じて計画的な整備を図る。

#### (2) 公園等の整備

自然環境や景観の保全に配慮しつつ、小川や農業用水路など水辺空間における親水施設や緑地・広場の整備、沿道の緑化や休憩所・遊歩道などの整備を進め、やすらぎや憩いのある環境づくりを進める。

高齢化の進行の状況も踏まえ、生活環境の質的な向上を図るため、環境、景観、緑化、福祉、安全などに配慮しながら、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたコミュニティ施設やバリアフリー対策、雪対策等を進める。

#### (3) 住宅関連対策

住宅の長寿命化をはじめ積雪寒冷地に対応した省エネ化、再生可能エネルギーの活用等の普及を図り、地域の気候風土・住文化に対応した住宅づくりを進める。また、子どもから高齢者、障がい者まで誰もが安心して暮らせる生活環境の形成を図る。

#### (4) 生活サービスの持続的な提供

人口減少・少子高齢化が急速に進む本地域においては、地域コミュニティの機能低下及び福祉人財の不足が深刻化することが予想されることから、子

ども・障がい者・高齢者を対象とした総合的な福祉サービスの提供と拠点づくりを進めることとする。

## 6 医療の確保

高齢化の進行などによる疾病構造の変化に的確に対応していくため、医療施設の機能分担と広域的な連携を促進するとともに、地域に根ざした「かかりつけ医」機能の普及・定着を図る。

また、無医地区等への巡回診療、診療所への医師の派遣等、へき地を含む地域医療の確保対策を進める。

### (1) 医療の確保を図るための対策

へき地医療を担う拠点病院の施設・設備を充実するとともに、これらの病院による無医地区等への巡回診療やへき地診療所への医師派遣、無医地区等と医療施設を結ぶへき地患者輸送車の整備促進等を引き続き進め、医療サービスの確保に努める。

地域に勤務する医師の確保を図るため、弘前大学や自治医科大学等の協力を通じて医師の養成を図る。

地域の交通事情や医療資源の特殊性に鑑み、消防機関等との日常的な連携強化を図り、地域全体としての救急搬送体制の確立を図る。

地域の健康づくりの拠点となる市町村保健センター等の整備と、これを専門的・広域的な観点から支援する保健所等の機能強化を図る。

### (2) その他の対策

本地域は、下北地域保健医療圏と上十三地域保健医療圏の2つにまたがっている。

下北圏域は、地理的条件や交通条件により、場所によって医療機関まで相当の時間を要する地区が点在しており、医療の確保が特に困難な地域である。圏域全体の救急・高度医療、へき地への診療支援などの多くの医療的役割をむつ総合病院が担っている。

北通地区では大間病院に医療資源を集約し、西通地区では有床診療所である川内診療所を中心に、むつ総合病院との連携を図りながら医療を確保している。

また、上十三圏域のうち、北部上北と呼ばれる地域については、公立野辺地病院を中心とした診療支援や医療連携により、地域医療の確保を図っている。

さらに、医師不足の中で、限られた医療資源を有効に活用し、医療の地域格差を是正するため、情報通信技術（ICT）を活用した医療情報の共有化を進め、医療機関の役割分担と連携の強化を図る。

## 7 高齢者の福祉その他福祉の増進

他地域を上回る高齢化が進行している中、住民の誰もが長寿を保ちながら生きがいと満ち、安心して暮らすことのできる社会システムの構築と子どもを健やかに生み育てるための制度・環境づくりが必要となっていることから、以下の施策の推進に努めることとする。

### (1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

#### ① 保健・医療・福祉施設等の整備の推進

人口高齢化に伴い、急増が見込まれる要介護老人に対しては、保健・医療・福祉の各分野の連携のもとに、最も適切なサービスを切れ目無く包括的に提供するシステムの構築が重要であることから、保健・医療・福祉の相互連携を強め、総合的な支援を図るためのマンパワーの確保や拠点施設の整備等の推進を図る。

高齢化の進展、認知症高齢者の増大等に対応し、介護予防拠点の整備、在宅サービスの充実強化、特別養護老人ホーム等の入所施設の整備等、必要な公的介護施設等の整備を推進する。

高齢者や障害を持つ人が、住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加できるような生活環境づくりが求められていることから、建築物や公園、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を推進する。

さらに、本地域はその地理的な条件等により医療機関の偏在が認められることから、住民の医療を確保するため、へき地医療、救急医療の充実はもとより、医療施設相互間の機能分担と連携に配慮した適切な医療供給体制の整備を図る。

#### ② 予防を重視した保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実

平均寿命と健康寿命の延伸のため、住民が支援を要する状態になった時に一体的なサービスを提供する仕組みに加え、保健・医療・福祉全ての分野における全ての段階において予防の視点を持ち、健康づくりや支援を要する状態になること自体を防ぐ仕組みである「予防を重視した保健・医療・福祉包括ケアシステム」の充実を図る。

### ③ 保健・医療・福祉の情報提供の推進

保健・医療・福祉サービスは多様化しており、県民が必要なサービスを適切に選択できるよう、保健・医療・福祉に関する情報提供を進め、活用できる体制の整備を図る。

### ④ その他の施策

高齢者が心身の健康を維持・増進し、元気に過ごせるよう介護予防事業に積極的に取り組むとともに、高齢者が長年にわたって培った知識や経験を生かした地域活動やボランティア活動などを通じて、生き生きとした生活を送ることができるよう、社会参加等を促進する。

また、何らかの支援が必要になっても高齢者が住みなれた地域において、尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、サービスの効果的な使い方・質の向上を図る。

## (2) 児童福祉の増進を図るための対策

結婚について、社会全体で支援する気運を醸成するとともに、多様な保育サービスの充実、多様な働き方への意識啓発、地域における相談体制や子育て支援サービスの充実などに取り組み、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。

また、全ての子どもが健やかに育つように、ひとり親家庭など、様々な環境にある子どもや家庭に対する支援を行うとともに、子どもへの虐待の防止に取り組む。

## 8 教育及び文化の振興

少子高齢化や高度情報化の進展等、社会情勢が大きく変化し続けている中で、年齢や性別を問わず、一人ひとりが社会の様々な分野で生き生きと活躍していくために、家庭教育、学校教育、社会教育を通じて職業生活に必要な新たな知識・技能を身に付けたり、あるいは社会参加に必要な学習を行うなど、生涯を通じての学習が必要となっている。

また、家庭や地域の教育力の向上、高齢者の健康維持への対応等、地域における課題解決のための生涯学習や、地域の歴史・文化資源を大切にす街づくりへの関心やニーズが高まってきていることから、これらの観点に立った施策を推進する。

## (1) 地域振興に資する多様な人財の育成

人口減少や少子化、高齢化などが急激に進行する中で、本地域における様々な地域課題に対応し活性化を図るため、地域活動を志す人財の発掘・育成を推進する。

また、活力ある地域づくりのため、地域の資源を生かした観光やものづくりなどの生業（なりわい）づくりに取り組むリーダーや地域の課題解決を支える人財の育成を推進するとともに、地域を持続的・自立的に発展させるため、地域を支える若手就業者の育成・確保や、女性の創業・起業などの新しい取組へのチャレンジを推進する。

豊かな学びと社会参加活動を図るため、大学、企業、NPOなどと連携した多様な学びの機会の充実や学びを生かした活躍の場づくりなどを推進する。

## (2) 教育・文化施設等の整備

### ① 研究機関の支援機能の強化

近年のめざましい技術開発革新に対応し、地域産業が持続的成長と産業技術力の向上を図るためには、研究開発の戦略的重点化、地域の持つ研究資源の有効かつ効率的な活用が不可欠である。

このような地域の要求に的確に応え、地域産業の振興を図るため、試験研究機関相互の連携など産学官の連携をより密にし、地域企業の独創性・優位性のある技術開発、新規分野への進出及び創業に向けた支援機能の強化に努めていく。

### ② 教養・文化、スポーツ・レクリエーション機能の充実

スポーツ・レクリエーション機能の整備については、市町村が進めている総合運動場（むつ市「ふれあいスポーツパーク」）、公園（大間町「大間崎公園」）等の事業の整備を促進する。

## (3) 地域文化の振興

地域固有の文化財の保存・活用を図るため、市町村が進める遺跡発掘調査事業、無形民俗文化財保存公開事業及び所有者が行う指定文化財の保存・整備事業等を促進する。

## 9 地域間交流の促進

本地域の豊かで美しい自然環境、地域の特性を存分に生かした農林水産業、

地域の風土によって育まれてきた伝統文化、個性ある歴史や特産品など地域独自の豊富な資源の有効活用を図ることとし、産業、経済、スポーツ、文化等、様々な形で他地域との交流を促進するため、以下の施策を推進する。

#### (1) 地域間交流の促進のための方策

農林水産業が担っている多面的機能についての理解や、住民相互の連携を促進するための交流の場として、農林水産物及び加工品の販売施設、農林漁業体験施設などの整備を推進する。

エコツーリズムやグリーン（ブルー）・ツーリズムなど目的に応じた体験型の旅行が増えつつあることから、自然や温泉などの天然資源、街や農山漁村の景観、歴史・文化等をフルに活用し、都市住民等との交流を促進する。

安全・安心で良質な農林水産物など旬の食材を活用したメニューの開発、郷土料理などの伝統料理に関する情報提供、ホスピタリティーの向上に努め、地域間交流の活発化に必要なソフト面の充実を図る。

経済・社会のグローバル化、情報化の急速な進展に伴い、半島地域市町村においても、アジア近隣諸国や北米をはじめ、海外諸地域、諸都市との姉妹・友好提携等が行われ、国際交流が進められているほか、在住外国人も増加してきていることから、国際交流団体・ボランティア団体に対する支援、相談窓口の機能強化などにより、国際交流の推進を支援する。

### 10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

半島地域は、急峻な地形が多く、長い海岸線を有していることなどから、台風や大雨、地震などによる自然災害を受けやすい状況にあり、最近の国内外における風水害や地震に伴う津波災害などの発生により、地域住民の災害に対する関心が高まっており、被害を最小限にするための安全性の高い国土づくりが求められていることから、以下の観点に立って施策を推進する。

#### (1) 災害防除のための国土保全施設等の整備

災害に強い安全・安心な国土づくりについては、防災関係機関との連携を図りながら、地域内の災害危険箇所などに関する情報の共有を進め、山地の保全、砂防、地滑り・急傾斜地・なだれ対策、道路・港湾の防災対策、河川・海岸・ため池の整備などを推進する。

また、整備に当たっては、生態系の保全や自然環境との調和など、周辺環境や景観に配慮しながら進める。

## (2) 防災体制の強化

地形的条件に基づく、危険箇所情報や津波浸水区域等のハザードマップ作成と情報提供を行い、「孤立集落をつくらない」との視点に立った、最適な避難経路、避難場所等の確保に向けた対策を推進する。

また、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備・維持管理、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備を図る。

さらに、地形的条件による防災力の不足等への対応のため、地域住民に防災意識が定着する取組を進めるとともに、自主防災組織や防災ボランティアなど、自らの手で地域を守る住民の取組を促進する。